

11月は 動物による危害防止対策強化月間



問い合わせ先

- 印旛保健所（健康福祉センター）
成田支所 ☎（26）7231
- 県動物愛護センター
☎（93）5711

令和4年度は、人が犬にかまれる事故が県内で177件発生しました。次のことに注意して、動物による事故などを防止しましょう。

- 犬の放し飼いは禁止です。犬を散歩させるときは、犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。
- 狂犬病は人にもうつり、発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。
- 飼い犬が人をかんでしまったときは、飼い主が保健所へ届け出し、獣医師に犬が狂犬病にかかっていないか診察を受けてください。
- 犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は、法律で定められた飼い主の義務です。
- 猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声による被害を防止でき、感染症等の危険から猫や人を守ることができます。
- 犬猫合わせて10頭以上飼う場合は、保健所へ届け出が必要です。（91日齢未満の犬猫を除く）
- トラ、サル、タカ、ワニ、マムシなど危害を加える恐れのある特定動物を飼うことは、原則禁止されています。
- ペットには、飼い主がわかるように迷子札やマイクロチップを付けましょう。また、ペットがいなくなったらすぐ探して、保健所、警察、動物愛護センターに届け出ましょう。

11月9日～15日は 秋の火災予防運動週間



『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

☎ 消防本部予防課 ☎（92）1313

この時期から、ストーブなどの暖房器具を使用することが多くなりますので、取り扱いには十分注意して、火災を起こさないように気をつけましょう。

また、就寝前は火の元の点検をお願いします。

～住宅防火 いのちを守る 10のポイント～

－4つの習慣－

- ① 寝たばこは、絶対にしない、させない。
- ② ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③ こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④ コンセントはほこりを掃除し、不必要なプラグは抜く。

－6つの対策－

- ① 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ② 火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③ 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具・衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ④ 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤ お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥ 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

11月は児童虐待防止推進月間

☎ 子育て支援課 ☎（93）4498

児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」として、全国各地で啓発活動を行っています。地域ぐるみで声を掛け合い、子ども達を虐待から守りましょう。

■子どもや保護者がこんなサインを出していたら、児童虐待の疑いがあるかもしれません。

▼子どものサイン

- いつも泣き叫ぶ声がある
- 夜遅くまで一人で家の外にいる
- 表情が乏しい、活気がない
- 衣類や体がいつも汚れている
- 落ち着きがなく乱暴である
- 不自然な傷や打撲のあとがある など

▼保護者のサイン

- 地域の人などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子どもへの声掛けが荒っぽい など

■子育てに悩んでいたら

子育てをするのは上手いかわからないこと、大変なことがたくさんあります。悩みがあったり、行き詰まったら、誰かに助けを求めましょう。

家庭児童相談室では、子どもについての様々な相談を受け付けています。ご家族にとって最善の方法が見つかるようにお手伝いします。

ぜひご相談ください。



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

【オレンジリボンを知っていますか？】
オレンジリボンには「児童虐待防止」というメッセージが込められています。オレンジ色は子ども達の明るい未来を表しています。

児童に関する相談・児童虐待の通告・相談 相談者・連絡者や内容に関する秘密は守られます。匿名も可能です。

- 子育て支援課家庭児童相談室 ☎（93）4498
- 児童相談所虐待対応ダイヤル（24時間365日対応） ☎ 189
- 千葉県子ども・家庭110番（24時間365日対応） ☎ 043（252）1152

イチハヤク